外国人エンジニア就労促進事業　令和８年３月認定

☑中小企業のデジタル化を支えるIT関連企業は人材の確保に苦労している。
☑IT関連企業が外国人を採用するに当たっても、入国時の審査に相当な時間を要したことで雇用スケジュールに大幅な遅延が発生するなど、**在留資格認定証明書交付申請の承認期間が不明確なため、不要な支出が発生し、事業者への負担増加となっている。**

規制緩和前

外国人エンジニアの在留資格審査期間について、雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、長期化することもあり、入国時期が予見できず、企業が人材を計画的に採用することが困難

規制緩和後

在留資格「技術・人文知識・国際業務」分野で入国する外国人の雇用先企業の経営状況について、千葉県が確認や支援を実施
⇒入国審査期間の短縮化及び明確化を実現

事業概要

従前

入管庁

※受入企業の経営状況確認も入管庁で実施

措置後

自治体

＋

入管庁

千葉県による受入企業の経営状況の確認・支援

標準処理期間：１～３か月

標準処理期間を超過するケースも確認

審査期間短縮

入社時期の前倒し

１か月

３か月

＜対象産業分野＞
IT関連産業
・電子部品、デバイス、電子回路製造業
・情報通信機械器具製造業
・情報サービス、通信業　等
半導体関連産業
・電子応用装置製造業
・機械設計業
・半導体装置製造業　等

効果

〇県内のIT関連産業の人材確保の予見性が高まり、計画的な事業展開が可能に
〇中小企業のデジタル化ニーズに対しても迅速な対応に繋がることが期待される